

## 奈良・平城京跡

こととし、その上でこれまでの調査で得られた成果を概括することにしたい。

1 所在地 奈良市法華寺町・二条大路南一丁目

2 調査期間 東二坊二条大路 一九八九年（平1）四月～五月・七月～九月、東二坊坊間路西側溝 一九八九年三月～五月・一九九〇年一月～三月、左京三条二坊八坪

一九八九年五月～六月、左京二条二坊五坪一九八九年九月～一〇月、左京三条二坊一坪一九八八年一一月～一九八九年三月

3 発掘機関 奈良国立文化財研究所平城宮跡発掘調査部

4 調査担当者 代表 町田 章

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 奈良時代～平安時代初期

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

平城京跡の調査では、一九八八年（昭63）八月～九月の「長屋王家木簡」の発見以降、東二坊坊間路西側溝や二条大路上の東西溝などから大量の木簡の発見が相次いでいる。これらは発掘面積が広いため、調査が数次にわたり、年度を越えたものもあるが、ここでは原則として対象を一九八九年度の調査に限定して遺構ごとに報告する

なお、ここで報告する木簡は、関係文献等で既に公表されているものから、木簡群の性格を特徴づけるものを抜粋したものである。「長屋王家木簡」「二条大路木簡」の他の多くの木簡の釈文、及び遺構の詳細については、関係文献を参照されたい。

## 一 東二坊二条大路の調査

（第一九八次調査B区・第二〇〇次補足調査・第二〇四次調査）

本調査はデパート建設に先立つもので、今年度は左京三条二坊一・二・七・八坪からその北の東二坊二条大路、さらに東院南方遺跡の一郭の二条二坊五坪へとその範囲を拡げた。昨年度の調査（第一九三次調査B区・第一九七次調査・第二〇〇次調査）で、八坪の北側の二条大路南端の東西溝SD五一〇〇（従来SD一六〇と仮称してきたもの）から大量の木簡が出土し、その一部は既に前号で報告した。

SD五一〇〇は八坪の北側に沿って、東二坊坊間路西側溝SD四六九九（従来SD〇〇二と仮称してきたもの）の西一・二mのところから旧長屋王邸の北門の前（一坪と八坪の境）まで続く、幅二・六m、深さ〇・九m、長さ約一二〇mの溝状の土坑である。堆積は四層に分かれ、木簡は上から三層めの木層層を中心下三層から出土した。今年度はこれまで工事用プレハブ直下で発掘不可能だった部分を調査した（第二〇〇次補足調査）。これによりSD五一〇〇は、市道の下

で発掘不可能な部分を除きほぼ完掘したことになる。出土点数は、後述のSD五三〇〇に比べて削屑が多くはないものの一万五千点には達するものと思われる。

木簡の示す年紀は、天平三年から一一年で、中でも天平七、八年が特に多い。SD五一〇〇からは天平一二年の日付の墨書のある土器が伴出しているので、恭仁遷都の前後に埋められたものと考えられよう。

一方、SD五一〇〇とは別に、今年度新たに二条大路の北端、SD五一〇〇と対称の位置にも同様の東西溝SD五三〇〇を検出し、大量の木簡を取り上げた(第一九八次調査B区・第二〇四次調査)。SD五三〇〇もSD四六九九のすぐ西から始まるが、二条二坊五坪南面中央に開く門の手前でいったん途切れる。幅二・二・三m、深さ一・三m、総延長は約五六mである。門の西側から始まる東西溝SD五三一〇はその東端約六mを確認したに留まるが、近鉄線の線路下へ続き、SD五一〇〇と対象の位置まで延びるものと思われる。SD五三〇〇は完掘し、第二〇四次調査で出土した分は約一万四千点にのぼり、第一九八次調査B区で出土したものと合わせて、SD五三〇〇全体では二万五千点を上回るものと思われる。

SD五三〇〇出土木簡の年紀は、神龜五年(一点のみ。次に古いのは天平三年)から天平八年にわたり、中でもSD五一〇〇と同様に天平七、八年のものが圧倒的に多い。

SD五一〇〇・五三〇〇・五三一〇の三条の溝から出土した木簡は年代のみならず内容的にも関連があり、遺構としての性格も共通なので、出土した木簡を合わせて「二条大路木簡」と仮称している。

これら三条の溝の遺物には、木簡以外のものにも顯著なものが多い。SD五三〇〇西端からは、躍動する馬の姿を描いた日本最古の絵馬、流れ落ちる滝を背景に中国風の楼閣を描いた「楼閣山水図」などが出土し特に注目される。墨書土器も大量に出土しており、主要なものに、SD五一〇〇の「兵」「中衛府厨／右兵衛(重ね書き)」「中衛厨」「薬院」「小子」など、SD五三〇〇の「兵部卿宅／□□」「兵」「左兵衛府」「右兵衛」など、SD五三一〇の「兵」などがある。

なお、SD五三〇〇の北側を平行して流れる二条大路北側溝SD五一四〇からも三九点の木簡が出土した。

## 二 東二坊坊間路西側溝の調査

(第一九八次調査A区・B区・C区、第二〇二一一三次調査)

東二坊坊間路西側溝(二条大路北側溝SD五二四〇以南の、従来SD〇〇二と仮称してきた部分がSD四六九九、SD五一四〇より北がSD五〇二)の調査は、これまでデパート建設に先立つ第一七八次調査と第一九三次調査A区・B区で約一七〇mを発掘した(出土木簡点数四六一点)が、引き続いてSD四六九九を第一九八次調査A区・B区で約二〇m、同C区で約一〇m、またSD五〇二一を駐車場用地の調査である第二〇二一一三次調査で約三〇mを発掘し、調査総延長は計

約1110mに及ぶ。SD五〇一一は、幅約1・5m、深さ〇・九〇一・一mで、当初やや幅狭く掘削された(最下層)ものが一旦埋まり、その後幅を広げた後にさらに一時期の流れがある(下層・上層)。出土点数は、SD四六九九が五〇点、SD五〇一二が一六〇点を数える。年紀はSD四六九九については和銅八年(天平元年とする)従来の知見の範囲にほぼ収まるが、SD五〇一二からはSD四六九九には見られない天平一九年のものが二点出土している。ただ、SD五〇一二内の層位ごとの顕著な年代の差は見られない。なお、SD四六九九からも墨書き土器がまとまって見つかっており、「左兵衛府」「中衛府」などSD五一〇〇・五三〇〇出土の墨書き土器と内容的に重なるものも見られる。

### 三 左京三条二坊八坪の調査(第一九三次調査F区)

一九八八年度にデパート建設に関連して実施した第一九三次調査E区の補足のための調査で、「長屋王家木簡」と仮称している大量の木簡の捨てられていた南北溝SD四七五〇(従来SD〇一四と仮称してきたもの)の完掘を目的とした調査である。検出した遺構は、建物一棟、溝二条、井戸一基、土坑四基などである。今回の調査により、SD四七五〇の北端を検出し、その全長が二七・三mであることを確認するとともに、約七五〇点の木簡の出土をみた。SD四七五〇全体では、当初の予想を上回り約四万点に達する見込みである。

### 四 左京一条二坊五坪の調査(第一〇一―九次調査)

第一九八次調査B区や第二〇四次調査を行った東院南方遺跡の一郭の左京二条二坊五坪の北端に位置する調査区である。立地を反映して小面積の調査の割に遺構の密度は高く、検出した遺構は建物三棟、堀三条、溝四条、井戸一基、土坑三基などで、四期にわたる時期変遷がある。木簡は、調査区の北壁に近い土坑状の穴SX五四七三、及びその三m西で検出したSX五四七一から、各一点出土した。後者は建築部材の破片に墨書きしたものである。

### 五 左京三条二坊一坪の調査(第一九五次調査・第一九七次調査)

この地域の木簡出土については前号でも触れたが、一九八九年出土の一九点から主なものを報告する。内訳は、土坑SK五〇七四(従来のSK一六三)が一二点、井戸SE五〇七五(同SE一四八)が五点、井戸SE五一三五(同SE一二六)が一点、井戸SE五一四〇(同SE一三二)が一点である。なお、井戸SE五一四〇及び一坪の遺物包含層からは、「官厨」の墨書きのある土器が出土している。

### 8 木簡の釈文・内容

#### 一 東二坊一条大路

##### 東西溝SD五一〇〇(旧SD一六〇)

- (1) 「内膳司解 申請荷持丁事 一人持十荷 一人持廿荷 合卅荷」
- 「右為今月廿六日御幸行供奉料件荷持右如」

(2) 「左兵衛出雲佐為麻呂

兵部省召 出雲淨麻呂 右今日不過參向省家

江野麻呂

付□村安万呂

天平八年十一月廿八日大錄田辺史真立

302×38×5 011\*

(3) 「『請』請大角豆一升

」

右□為□□□三月七日六人部諸□

〔人九〕

263×(21)×8 081

(4) 「左京五条進槐花一斗八升

坊監中臣君足〔拾九〕□小子五人功錢十五文功別五升

262×31×3 011\*

・「天平八年六月十四日坊令大初位下刑部舍人造園麻呂

262×31×3 011\*

(5) 「右京四条進槐花六斗

六月八日少屬大網君○

264×37×3 011

(6) 「右京三条進礫六斛 乘車武兩 一礼比古□

物部連加保□」

・「天平八年十月廿三日坊令文伊美吉牟良自」

360×48×4 011

(7) 「池辺御園司 進埴器惣五百八十六口 □□

(280)×24×5 019

(8) 「徒意保御田進上瓜一駄 負瓜員百十六果 又一荷納瓜員八十果」

・「合百九十六果 丁□伎 天平八年七月十五日國足」

173×25×3 011\*

(9) 「南宅進上 蒸莢角豆六把 大豆三根 瓜八碩 椿桃子十六丸」

・「天平九年八月四日賀茂安麻呂」

190×30×1 011

(10) 「宿直資人 丈部廣國 仕丁一人

・「天平九年三月十五日

(195)×25×3 019

(11) 「内資人宿 日下部乙万× 忍坂乙万× 尾張沙×

・「天平八年四月廿日

(104)×43×2 019

(12) 「供奉卅六人 司一人 宮人五人 奴六人 直丁十人 婢十四人」

・「九月五日

258×32×6 011

(13) 「芳野幸行用貫簀」

・「天平八年七月十五日」

141×23×3 032

- (14) 「瓜四百六十一顆直錢一百卅三文之中 大七十顆 別一文1顆  
小三百九十一顆 別一文四顆」
- ・「柿子一石四斗一升直錢八十五文 別斗六文 合四種物直錢三百七十四文  
梨子三斗直錢卅文 別升一文 茄子四斗一升直錢一百廿六文 別升三文」
- 323×47×4 011
- (15) 「□八合 □□□□ 大部子虫八合充大部廣國 資人」
- ・「天平八年□□□□ □ 〔掃守カ〕 □ (183)×(12)×4 081
- (16) 「□□□□五合  
五日間食米□□□ □□□尔久万呂一升  
□九口 □升六合  
×理万呂一升四合」
- 280×58×3 011
- (17) 「大弁司兼器司 堂司 安皎 飯司 海藻司  
宗縁尼 貞心尼 善信 善味尼 明聲尼  
□ □ 慧福尼 □人 善照尼 勝心尼」
- (18) 「殿東殿器鑑  
南西瓦蓋殿鑑  
北檜蓋殿鑑  
南細殿外方鑑」
- 78×67×7 011
- (19) 「▽近江国乘田価錢壹仟文」
- ・「▽ 天平六年」
- 94×19×3 032
- (20) 「▽河内国古市郡坂本郷調錢」
- (21) 「▽參河国播豆郡篠嶋海部供奉閏七月料御贊鯛楚割=  
=六斤▽」
- 259×22×4 031
- (22) 「▽參河国播豆郡析嶋海部供奉八月料御贊佐米楚割=  
=六斤▽」
- 240×21×5 031
- ・「□□ 淨福尼 蜜聲尼  
贊□ 安弟 安慧  
右六人 『□』」
- 369×(48)×5 011



- (31) 「若狭国遠敷郡 佐分郷岡田里 三家人宮足」  
・「御調塩三斗 天平六年十月十日」 157×31×4 051\*
- (32) 「▽若狭国遠敷郡 佐分郷岡田里 三家人宮足」  
・「▽御調塩三斗 天平六年十月十日▽」 168×36×4 031\*
- (33) 「▽因幡国法美郡廣端郷清水里丸部百嶋中男作物＝  
＝海藻御贊陸斤 天平八年七月▽」 373×26×5 031
- (34) 「▽隱伎国周吉郡 山部郷市厘里雀部老人▽  
調鳥賊六斤 天平七年▽」 160×35×3 031
- (35) 「▽播磨国多可郡中郷封戸白米□□□五斗」  
(191)×(17)×5 033
- (36) 「▽美作国大庭郡大庭郷茜十斤 籠十両▽」  
155×14×4 031
- (37) 「▽長門国大津郡鰐耳漬老缶 一斗」  
・「▽ 天平八年九月」 138×30×8 032
- (38) 「▽紀伊国海部郡浜中郷大原里御贊安遲魚一斗▽」  
228×22×3 031
- (39) 「▽阿波国那賀郡幡羅郷海部里戸主阿曇部大嶋戸＝  
＝同部若万呂調御取餽『六斤 天平七年』▽」  
277×18×4 031
- (40) 「▽讃岐国進調相櫃 天平五年」 99×20×3 032
- (41) 「▽讃岐国鷦足郡一村郷中男作物千鰯六斤 中▽」  
・「▽ 天平八年九月」 188×18×4 031
- (42) 「▽伊与国和氣郡海部郷若日下部廣嶋楚割六斤」  
234×19×6 032
- (43) 「大宅里大穴」(檜扇) 293×28×1 061
- (44) 「▽三宅小麦一石」 (158)×21×3 033
- 東西溝S△HIIOO

•「

    ＼池辺波利    ＼大鳥高国    ＼八多徳足    ＼史戸廣山

中宮職移兵部省卿宅政所    太宿奈万呂    ＼川内馬銅夷万呂    ＼村国□万呂    ＼大荒木事判

    ＼杖部廣国    ＼日下部乙万呂    ＼東代東人    ＼太屋主

    ＼秦金積    太東人    ＼山村大立    ＼陽侯吉足

•「＼狭井石楯    右十九口舍人等考文錢人別三文成選六文又官仰給智

    ＼馬国人    識錢人別一文件錢今早速進來勿怠緩

    ＼他田神□

    大屬    天平八年八月二一日付舍人刑部望麻呂

•「牒  五十長等所  進入人堤家主右人  」

(49)  •「岡本宅謹  申請酒五升  右為水葱撰雇女  」

•「取今月五日酉時進入如件  九月五日付得

嶋

253×29×3

011

(50)  •「請器  壺三口  一口四升受  
          瓶一口  一升受  右物幸行御菓備納料  」

256×(24)×4

011

•「牒東宅司所藁冊束  右物依數  
    九月二日大友真君」

245×(34)×5

011

(51)  •「荒炭一籠右物今忽要須請付使  」

324×(36)×4

011\*

•「政所  牒岡本宅司  毛瓜廿顆  □

•「知此狀依數進送故牒  天平八年七月×

(212)×44×5

019

(52)  •「荒炭一籠右物今忽要須請付使  」

324×44×5

011\*

- (52) • 「○ 左京職進 鶏一隻 馬安三村  
雀二隻 鼠一十六頭  
」
- 「○ 天平八年四月十四日  
從六位上行少進勲十二等百濟王『全福』」  
199×35×4 011
- (53) • 「左京職進 雀廿五隻  
鼠一十九頭  
」
- 「 天平八年四月十三日  
從六位上行少進勲十二等百濟王『全福』」  
200×35×4 011
- (54) • 「西市進上 真木灰毫斛  
」
- 「請先進上真木灰 天平八年七月廿九日大原廣津  
六斗直申送」  
286×33×5 011
- (55) • 「園池司 佑出雲鎌束進 熟瓜卅顆  
生角豆廿把  
」
- 「 天平八年七月廿四日付奄智造繩麻呂」  
330×46×4 011
- (56) • 「佐紀瓦司進上 楠十一荷 数三百枝  
右付粟  
○」
- 「直少万呂申送以解 天平八年十二月八日史生出雲廣□○」  
415×50×6 011
- (57) • 「越田瓦屋進上借子四人  
守人足□ 楠  
□屋酒人  
」
- 「物部古万呂水櫃 天平八年七月六日 取子一点進上  
出雲熊 垂水真鷹 右 ^□内椋馬甘」  
(両面に習書あり)  
369×(51)×10 081
- (58) • 「櫟本三宅進上水葱種事 合卅四束 直錢六十八文  
○」  
• 「一束別錢二文充請 天平八年五月十四日依羅真万呂○」  
308×32×4 011

(59)

・「直資人十一人 大石毛野 志貴子老 伯祢大魚 佐本乙万呂  
 田部諸君 荒田公万呂 秦真葛 狩安徳 ○」  
 太乙万呂 屋形諸魚 佐伯古万呂  
 宿資人三人 志貴子老 伯祢大魚 天平八年五月二日田部諸公  
 狩安徳 ○」

(60)

・「膳所宿直 合一人 奴少君万呂 婢有々女」

」

・「岡屋臣足 直資人一人 天平八年六月廿一日」

」

350×44×3 011

(61) 〔二門 佐伯 大伴 皇后宮 雪 少山田 画師×  
 御厩宿直 大部人根 百賀身麻呂 奴東人 ○〕

参河×

(161)×24×2 011

(62) 〔宿直 六人部諸人 婢客屋女〕

302×(20)×4 081

・「二門 佐伯 大伴 皇后宮 雪 少山田 画師×  
 上虎万呂七合○」

参河×

311×45×2 011

(64)

・「直 文部廣國 天平八年六月廿一日○」 265×34×6 011

士師石前八合 阿刀真公八合 日下部海子八合 阿刀飯主六合  
 土師嶋村八合 家令一升四合 豊國廣虫八合 丸部田主七合  
 田辺僧万呂八合 忍坂乙万呂八合 上虎万呂七合○  
 尋津福万呂八合 赤染秋足八合 佐味梶取六合  
 〔合〕

365×38×6 011

・「 天平八年五月十一日 荻田孔足 〔□□〕 ○」



- (71) • 「▽近江国坂田郡上坂郷戸主藪」  
 • 「▽ 田虫麻呂戸庸六斗」 147×17×5 033
- (72) 「▽石見国那賀郡右大殿御物海藻一籠□□連 天平」  
 =七年六月▽ 335×40×6 031\*

- (73) • 書吏六人部連

- □

(144)×(10)×3 081

- 東西溝SDHIII-O

- (74) • 「岡本宅 上進青角豆十把」

」

・「 天平八年七月廿日田辺久世万呂」

250×37×5 011\*

- 二条大路北側溝SD五一四〇

- (1) • 「▽淡路国津名郡□餅郷人夫」  
 • 「▽海部荒海調三斗」

(192)×40×6 032

「二条大路木簡」の特徴としては、まず第一に「長屋王家木簡」に優るとも劣らない質・量の豊かさ、第二に「二条大路上」というかつて例をみない遺構から出土したという点、第三に木簡の内容が、出土場所によりかなり顕著な偏りをみせていていることなどが挙げられる。長屋王家木簡」と比べると、個人の家政機関内部の木簡群を含み

ながら、より公的な色彩が強く、平城宮出土の木簡に近い。内容的にもヴァラエティに富んでおり、遺構の性格からも単純には一括遺物としては扱えず、その使用場所の特定には今後さらに慎重な検討が必要である。

これまでの検討によると、「二条大路木簡」には大きく二種類の木簡群が含まれていることが明らかになってきた。一つは、SD五一〇〇西端やこれに向かい合うSD五一〇〇中央部分などに顯著にみられるもので、個人の家政機関、具体的に言えば当時の兵部卿藤原麻呂に関わると考えられるものである。その主要な根拠は(4)木簡である(詳細は後掲の関係文献参照)。宿直木簡(10・11)、(59)～(62)や食料支給木簡(53・56・64)も同じ家政機関内の木簡であり、これらはその出土位置からみて二条大路の北側の左京二条二坊五坪から投棄された可能性が強く、東院南方遺跡の一郭に藤原麻呂邸を想定する根拠となっている。ただ、個人の家政機関の木簡といつても、聖武の吉野行幸に関わる(後述)など、「長屋王家木簡」に比べるとやや複雑な要素もありそうである。

もう一つはSD五一〇〇西端に顕著にみられるような多量の荷札木簡を含む一群で、参河国幡豆郡のものを始めとする大量の贊の荷札を含むことを大きな特徴とする。同じ地区からは大命と記すものや大膳職のものと考えられる木簡(前号8)、東大寺の前身の金鐘山房からの解(前号5)なども出土しており、聖武天皇や光明皇后との

関わりの深い木簡群ということができよう。

第一の木簡群は、その出土位置から考えて、南側の三条二坊八坪から投棄されたと考えられ、旧長屋王邸の跡地利用を考える上での重要な材料となる可能性が強い。

ところで、第二の木簡群と同じSD五一〇〇の西端、及び同じ溝の東端、さらに長屋王邸の東側の東二坊坊間路西側溝SD四六九九からは、前述のように中衛府や左右兵衛府に関わる墨書土器がまとまってみつかっている。これらの衛府関係の墨書土器は、あたかも旧長屋王邸を囲むような形で分布しているが、これらは「二条大路木簡」と伴出しているわけで、長屋王の変の時に邸を取り囲んだ軍隊のものというよりは、長屋王邸跡地に設けられた何らかの施設を衛府が警備したことを示すと考えられる。前号の(6)や、(3)のような門の警備の木簡も、旧長屋王邸の警備に関わるものとみられよう。

このように考えると、旧長屋王邸は、大量の贋を消費し、衛府の軍隊が警備するような何らかの施設として再利用されている、という状況が窺える。ただ、その性格を特定するような史料には、これまでのところ恵まれていない。

ここで問題になるのは、第一の木簡群と第二の木簡群の関係である。前者が二条大路の北側の二条二坊五坪、後者が南側の三条二坊八坪に由来すると考えた場合、両者が全く無関係に捨てられたとは考えにくく、南側に設けられた施設に兵部卿藤原麻呂が何らかの関

わりを持った可能性もある。「二条大路木簡」に含まれる個人の家政機関の木簡に外部との交渉を示すものが多く含まれるのは、これらが麻呂の公務遂行（強いて言えば三条二坊八坪に関わる）にその家政機関が関与したために残った木簡群であるからではなかろうか。

以上、推測にわたった面もあるが、「二条大路木簡」は、長屋王没後のこの周辺地域、東院南方遺跡を含む平城宮東南の重要な地帯の天平初期のあり方を如実に写す史料として、この地域を一体として捉える必要性を提起しているといえよう。

次に、木簡を内容別に概観すると、文書木簡には、(4)・(9)・(52)・(53)・(74)のような進上状が特に多い。これらの進上状は出土位置からいえば、藤原麻呂の家政機関に関わるものであろう。但し、(6)・(8)は離れた位置から出土しており、第一の木簡群に属する可能性もある。

なお、岡本宅の木簡(49)に署す六人部諸人は、宿直木簡にもみえ(14)、行幸用度の調達にも関わっている(50)。(1)・(13)・(50)にみえるこの行幸は、(13)などから『続日本紀』に記事のある天平八年六月から七月にかけての吉野行幸であることがわかるが、このような六人部諸人の関わり方から考えると、彼の勤務する藤原麻呂の家政機関が吉野行幸の用度の調達・分配に与っていたことが知られる。

(14)は「長屋王家木簡」と「二条大路木簡」に数点ある当時の物価を示す木簡の一つで、正倉院文書と比較すると奈良時代の物価上昇の様子が明確に窺える。

荷札木簡はほぼ全国にわたるが、中でも参河・駿河・伊豆・安房・若狭・隱岐・近江のものが多い。このうち近江のものだけは、SD 五三〇〇西端のみに集中しており、出土状況として注目される。このことは近江国の庸米が二条大路に北接する施設で使用されたことを示唆する。伊豆のように從来知られていた数の三倍に及ぶ荷札の見つかった国もあり、荷札木簡の点数は飛躍的な増大をみた。(24)と(25)と(26)と(27)と(28)、(31)と(32)などのように同一人同一年の荷札が見つかった例もある。個々の荷物のありかたから、各国内での徵税のあり方、国ごとの比較、さらには稅制そのものについて、計り知れないほどの豊かな考察材料が提供されることになった。

「長屋王家木簡」は個人の家政機関内の木簡というこれまでに類例のない貴重な史料を提供したが、「二条大路木簡」は平城宮木簡に限りなく近く、しかもそれ以上に動的な生の史料を提示してくれている。いずれもまだ整理・解説の途上であり、今後さらに重要な論点を提供してくれるものと期待されるが、いずれにしても、両木簡群によつてもたらされた木簡の飛躍的増加が、木簡研究の新たな一頁を開いていることは間違いない。

## 二 東二坊坊間路西側溝

東二坊坊間路西側溝SD四六九九（旧SD〇〇〇11）

(198次A)

(1) 「飯二升充大縣起万呂大隅乙万呂」

・「十月九日書吏」 141×14×3 011

(2) 「藻上郡十六斤山辺郡卅一斤式下郡一[田]斤」

・「右二百冊八斤」 203×(28)×2 081

(3) 「▽参河国播豆郡篠嶋□」 (207)×(17)×4 039

(4) 「▽伊豆国田方郡有參鄉桜田里□□×[捨前カ]」

・「▽養老六年」 (210)×32×5 039

(198次C)

(5) 「▽鑄」

48×18×5 032

東二坊坊間路西側溝SD四六九九

(198次B)

(6) 「泉坊進上覆盆子一古

天平十九年五月十四日桑原新万呂」

167×24×3 011\*

(7) 「▽美作国勝田郡塩湯郷庸米六斗 里□」

・「▽服部足倍」

(232)×32×5 039

(202-13次)

(14) 「大倭国志癸上郡大神里」

(軸木口)

・「和銅八年  
計帳」

長315×径19 061\*

「大都保一口并用□直百文  
請錢一貫 白□□□ 漆一升<sup>(や)</sup>合<sup>二</sup>合<sup>二</sup>  
=直六百文」

漆一升<sup>(や)</sup>合<sup>二</sup>合<sup>二</sup>  
合別六十文

- ・「請錢冊文」

(117+171)×30×5 011

・「上番從八位上御立史足國」

- ・「上番從八位上御立史足國」
- ・「宿直×

115×16×3 011

- ・「宿直×
- ・□
- ・「左大臣官交□<sup>(易カ)</sup>  
〔領〕  
□田古安米

(11) 「請錢冊文」

(82)×19×4 019\*

- ・「請錢冊文」
- ・「左大臣官交□<sup>(易カ)</sup>  
〔領〕  
□田古安米

これに對して、SD五〇一一の木簡は、「長屋王家木簡」よりもむしろ「二条大路木簡」との関連を考えさせる内容のものが多い。

(9)や(12)にみえる番上官や(10)の宿直などは、SD五三〇〇出土木簡と内容的に関連がある。一方、(14)の計帳の軸は、養老元年の大計帳式頒下以前のもので、計帳制度の変遷を考える上で、重要な論点を提供することになろう。一里分で一巻を構成していることも合わせて考えると、養老元年より前からの畿内の計帳歴名京進はほぼ確定的となつた。これがどこから廃棄されたのか、(6)(13)の天平一九年の木

SD四六九九・五〇一一出土の木簡は、道路の側溝という遺構の性格を反映して、かなりヴァリエーションに富む内容となつてゐる。年代的にも長屋王の生存していた時代からその没後にまたがる。(1)は書吏がみえるので、三品以下の親王なし三位の位にある者の家政機関の存在を窺わせる。(3)は(4)とともに長屋王生存中のものと考えられ、長屋王邸内からも同時期のものと考えられる幡豆郡の贊の荷札が出土していることが想起させられる(後掲五(1))。総じてSD四六九九には長屋王の生存中ないし長屋王の変直後の頃までのものが多いい。

- ・「兵衛
- ・□勲九等
- ・「長門国美祢郡『調綿壹伯屯 天平十九年九月』  
△」

(58)×(27)×4 081  
(82)×(27)×4 081  
410×39×7 031

簡一点とともに、東院南方遺跡との関わりを含めて今後の議論の進展が期待される。

三 左京三条二坊八坪

南北溝SD四七五〇 (田SD〇一四)

- (1) 「御命宣 宮六張急々取遣仕丁」  
・「人 三月五日 巳時四点 廣足」 291×36×4 011
- (2) 「○都祁遣雇人二口五升帳内一口一升受」  
・「○智<sup>〔善カ〕</sup>九月廿六日 石角 書吏」 148×21×2 011
- (3) 「○牛乳煎人一口米七合五夕受稻万呂」  
・「○ 十月四日大嶋」 157×18×2 011\*
- (4) 「障子作画師一人米二升」  
・「障子作画師一口帳内一口米<sup>〔半升カ〕</sup>」 193×19×3 011
- (5) 「仏造帳内一人米一升廝一人米二〇」  
・「升受仕丁粳麻呂八月十日 <sup>〔万田</sup>書吏 <sup>〇</sup>」 215×28×4 011\*
- (6) 「新羅人一口一升 受持万呂〇」  
・「七月卅日 銳<sup>〔万呂</sup>〇」 (132)×18×3 019
- (7) 「炭焼處打蒔分米一升受 ○」  
・「壬生安万呂書吏人給米一升受赤〇」 141×27×1 011
- (8) 「○柱立所祭米半<sup>〔升カ〕</sup>」  
・「○ 八月九日嶋」 (114)×15×2 019
- (9) 「○<sup>〔余慶造始カ〕</sup>人功給遣錢百十一文 別移務所下總<sup>二</sup>税司田辺」  
・「○ 史□□進布五百常之中 一百常馬司給」  
　　「二百五十常廝田刈<sup>二</sup>人功充給<sup>附茨田勝五百嶋</sup> 七月七日從」 五十常門部王宮給  
　　「一」 435×36×5 011
- (10) 「錢一貫」  
・「畝火連大山 檜前主寸安麻呂 右二人検校」 100×25×6 015
- (11) 「▽足庭郡足<sup>×</sup>」  
・「▽一石北宮」 (74)×19×3 039
- (12) 「▽北宮□ ▽」  
・「▽ 阿知贊五斗▽」 163×27×3 031

### 1989年出土の木簡

子は今後の整理の進展に伴つてさらに鮮明になつてゆくと思われる。  
(1)の御命は廣足が署すことからみて、吉備内親王の命令とみられる。 (2)は冰室の存在の明らかになつた都禪の庄地の直接經營を示す。 (3)は長屋王邸での牛乳の利用を示す二点めの史料で、今回のものは煮つめて食に供している。 (4)の障子作画師、(5)の仏造帳内はともに初見。邸内の莊嚴に携わつたのであろう。 (6)は『懷風藻』にみえる新羅使への肆宴を思わせる。 (7)の炭焼処、(8)の柱立所も初見。 (9)は下總税司のもたらした布の配分を示す興味深い史料。 (10)はさし錢の付札か。今回の調査では(1)(3)のような北宮宛の荷札が比較的まとまって出土しており、宮跡庭園出土の北宮木簡との類似が注目される。発掘地が北宮とも呼ばれたことはほぼ間違いかろう。

「長屋王家木簡」は基本的には個人の家政機関内部の木簡群であり、その枠組は一九八八年出土のものでほぼ定まったといっても過言ではないが、邸内の機構やそこに働く人々を始め家政機関内の様子は今後の整理の進展に伴ってさらに鮮明になってゆくと思われる。

(14) 「〔之二〕余戸里俵一石漢人小祢」  
(13) 「〔之二〕北宮御物俵余戸里五保」

余戸里儀一石漢人小祢  
〔之方〕  
北宮物七月廿三日

189×23×3 033 \*

(1) 人米一升五  
X

(102) × (27) × 2 081

(1) 「参河国播豆郡析嶋海部供奉七月料御贊佐米六斤」  
268×27×3 032

(2) • □□□納六□斤小  
神龜五年六月√」  
・ 中斤 √」 (222)×18×5  
039

井戸 SE五一三五(旧SE一一六)

(3) 英多郡吉野郷黒葛十斤

井戸SE五一四〇(田SE一三一)

•「阿波國阿波郡小麦」  
•「宝龜七年」

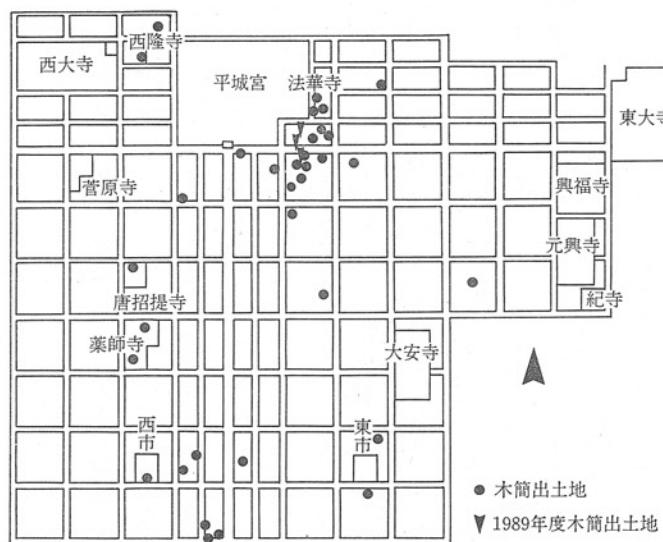
125×20×3 032

9 関係文献

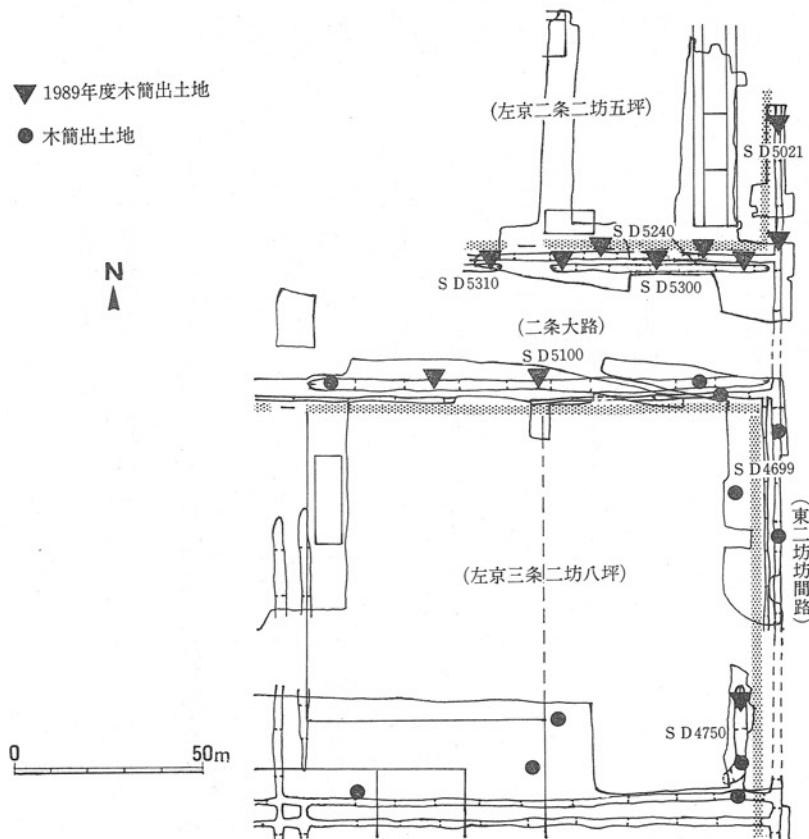
奈良国立文化財研究所 一九八九年度平城宮跡発掘調査部発掘調

查標報》（一九九〇年）

同『平城宮発掘調査出土木簡概報』22、23(一九九〇年)  
同『平城京長屋王邸宅と木簡』(一九九〇年)  
(渡辺晃玄)



平城京木簡出土地点図



「二条大路木簡」「長屋王家木簡」出土地と近辺の遺構略図